

秘

日光節約時間採用に関する件 (閣議決定案)

(昭三三、四、三三統案)

日光節約時間制度のもたらす各般の利益、特に現在の電力事情に與ふる好影響に鑑み、左の要領により、これを採用することと内容とする法律案を國會に提出するものとする。

- 一 実施期日の目途を本年五月一日(土曜日)におき、諸般の準備を右時日迄に完了するよう措置すること。
- 二 切替時刻は、切替に伴う調整の範囲を最少数限度ですまふことがでるよう、五月一日午後十二時を予定すること。
- 三 現行標準時はそのまま存置し、五月一日午後十二時(二四〇〇)を五月二日午前一時(〇一〇〇)とする方法によること。
- 四 毎年における本制度採用の始期及び終期は、一應四月廿一土曜日九月廿二土曜日と予定すること。従つて本年夏におきて標準時に復帰する時期は、九月廿一日(土曜日)夜半を予定すること。

五 本制度採用に伴う左の各項に関する調整については、それぞれ所定の法的措置を講ずること。

- (一) 法定期間計算に関する事項
 - (二) 天文台の発する報時に関する事項
 - (三) 列車運行表に関する事項
 - (四) 労働時間計算及び右に対する給與に関する事項
- 本政府関係各機関における始業終業時刻は、本制度採用により、これを變更すること。

六 標準時と区別するため、本制度による「時」を夏季時(夏時)(假稱)と稱すること。